

変更契約の調書

工 事 名 南陽市公共下水道 汚水管渠工事(第3工区)

当初

工 事 場 所 南陽市 若狭郷屋 地内
 請 負 業 者 名 株式会社落合堂建設
 工 事 種 別 土木一式工事
 工 事 概 要 汚水管渠工 管路施設延長 L=130.00m 開削・一部推進工法
 (若狭郷屋第6処理分区枝線141, 142-3, 142-4管路)
 契 約 金 額 23,100,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
 工 期 着工 令和6年5月2日
 完成 令和6年10月31日

第1回変更

変 更 年 月 日 令和6年5月7日
 契 約 金 額 (変 更 後)
 工 期 完成
 変 更 理 由

南陽市財務規則(平成12年規則第8条)別記第1建設工事請負契約約款第38条ただし書中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

第2回変更

変 更 年 月 日 令和6年10月22日
 契 約 金 額 (変 更 後) 24,304,500円 (消費税及び地方消費税を含む。)
 工 期 完成 令和6年10月31日
 変 更 理 由

1. 管きょ工

発生土処理について、運搬距離を7.0kmで計上していたが、受注者選定の処分地が1.6kmの箇所であったため、運搬距離を変更し実施したい。

	当初	変更
ダンプトラック運搬工(下水道土工)	L=7.0km	L=1.6km
ダンプトラック運搬工(一般土工)	L=7.0km	L=1.6km

2. 管きょ工、取付管およびます工

142-4路線における堀江宅の取付管およびます工について、当初の計画ではブロック塀及び既設側溝の下を人力掘削する予定であったが、ブロック塀への影響が懸念されたこと、作業員の安全が確保されないことから、推進工法での取付管布設と本管布設延長を延伸しての汚水柵設置箇所の変更との金額を比較検討した。双方に金額の差がなかったことから、本管布設延長を延伸し汚水柵設置箇所を変更する設計に変更し実施したい。

	当初	変更
142-4路線		
管渠工(φ200mm)	L=25.00m	L=35.50m (L=10.50m 増)
マンホール工(小型)	N= 1 基	N= 1 基 (N= 1 基 増)

3. その他、現地に適合するような軽微な変更を実施したい。